新たに創設する予定の「こどもの安心・安全対策支援に関する補助制度」の概要

今後、変更される場合があります。

１　送迎用車両への安全装置の設置

　(1) 送迎用車両に安全装置の設置が義務付けられる事業所等

　　　　児童発達支援センター、児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所

(2) 安全装置の設置が義務付けられる車両

　座席が３列以上設置され、かつ、送迎時に日常的に３列以上着席し使用する車両。

ただし、当該車両であっても、障害児を見落としする恐れが少ないと認められる場合(※)を除く。

　※全員が後部から乗降するなど乗降の際に死角がなく、見落としの恐れがないと考えられる場合など

(3) 安全装置の補助基準額

　車両１台当たり１７５，０００円以内

　(4) 補助率

　国１０／１０

(5) 補助対象となる安全装置

　国土交通省が令和４年12月20日付けで策定・公表した「送迎用バスの置き去り　防止を支援する安全装置のガイドライン」に適合する装置であり、次の安全装置のリストに掲載されたもの

　購入方法や設置経費、納期などは、各メーカー等にお問合せください。

　　　　安全装置のリスト（内閣府ＨＰ

<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/anzen/list.html>）

２　ＩＣＴを活用した子どもの見守りに資する機器等の導入

(1) 補助対象施設

　　　　児童発達支援センター、児童発達支援事業所

　(2) 補助基準額

　 　１事業所あたり２００，０００円

　(3) 補助率

　４／５（国３／５、府１／５）　　※事業所負担１／５

３　登園管理システムの導入

(1) 補助対象施設

　　　　児童発達支援センター、児童発達支援事業所

　(2) 補助基準額

　 ア　端末購入を行わない場合　　１事業所あたり２００，０００円

　　イ　端末購入を行う場合　　　　１事業所当たり７００，０００円

　(3) 補助率

　４／５（国３／５、府１／５）　　※事業所負担１／５

４　留意事項

(1) １～３のいずれも補助対象経費は、装置・機器の購入費（運搬費、設置・据え付け費、工事費を含む。）、導入費であり、通信費などの維持管理費や修理費等は対象外です。

　(2) 安全装置については、国が認めた装置でない場合や令和４年度に設置された場合は、補助の対象外となります。

　(3) 当該補助事業に関する詳細は、後日、お知らせします。